

## 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定及び「独立行政法人会計基準」の改訂について

### 概要

- 平成 29 年 9 月に「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を策定
  - ・ P D C A サイクルの強化や法人の自律的なマネジメントといった平成 25 年独立行政法人改革の成果を発揮するためには、**財務報告のより一層の活用**が課題。
  - ・ 財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的な検討を行い、**財務情報だけでなく非財務情報まで含めた「財務報告」に関する基本的な指針**として取りまとめ。
- 「基本的な指針」を踏まえて、事業報告書のあり方や独立行政法人会計基準について、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において検討を行い、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」及び「独立行政法人会計基準の改訂」として取りまとめ（適用時期：平成 31 事業年度から）

### 「基本的な指針」の主なポイント

- 独立行政法人の特性等を踏まえた情報提供
  - ・ 独立行政法人の業績は、財務情報だけでは適正に評価できない  
⇒**非財務情報の提供**も重要
  - ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断のための情報が必要  
⇒**将来情報の提供**も重要
- 独立行政法人の財政状態や運営状況をより的確に示す情報提供

### 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン

- 通則法第 38 条に基づき作成される「事業報告書」を、**法人の長のリーダーシップに基づく独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する報告書**に見直し（現行）
  - 財務情報・過去情報中心の事業報告書
  - 業務実績等報告書など通則法・他の法令や閣議決定等で求められる多くの公開情報との関係が整理されていない
- 事業報告書の目的や作成の目安、提供される情報など、事業報告書の作成・公表に当たっての指針を「ガイドライン」として取りまとめ
 <主なポイント>
  - ・ ミッションや法人の長の戦略に即したストーリー性
  - ・ 全体像把握に資する簡潔な説明（詳細は他の報告書）
  - ・ 持続的な業務運営や業務改善の効果も期待等
- 事業報告書に関する「標準的な様式」については、本ガイドラインを踏まえ、別途総務省行政管理局から通知

- ・ 独立行政法人の業績の評価において、業務の成果との対比情報として**「行政コスト」の提供**が重要
  - ※ 「行政コスト」＝業務の成果を生み出すために要したコスト
- ・ 「行政コスト計算書」（フルコスト情報の提供源）と「損益計算書」（インセンティブ制度に基づく独法の経営努力を反映する利益情報を提供）の役割を明確化
- ・ 財政状態と運営状況との関係を表す純資産変動計算書が必要

### 独立行政法人会計基準の改訂

- 「行政コスト計算書」の創設（行政サービス実施コスト計算書の廃止）
- 「純資産変動計算書」の創設
- 「基本的な指針」による体系や概念整理を踏まえて、認識・測定等の基準を見直し（オフバランス項目（退職給付引当金等）の計上、行政コスト／費用の整理 等）

# 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の概要

## 序章 「ガイドライン」の位置付け

- ・通則法第38条第2項に基づく事業報告書に関する指針（総務省の作成する事業報告書の標準的な様式と合わせて活用）

## 第1章 事業報告書に関連する独立行政法人の特性

### ○ 営利企業と比較した独立行政法人の特徴

- ・通則法や他法令等に基づき多くの情報公開

### ○ 事業報告書に関連する報告書等との関係

- ・財務諸表：財務情報の詳細情報  
⇒事業報告書：財務情報の概要情報・非財務情報を含む網羅的な情報
  - ・業務実績等報告書：業績情報の詳細情報  
⇒事業報告書：業績情報の概要情報
- ※環境報告書など他の法令等で作成が求められる報告書とも同様の関係

(任意で作成される報告書等との対比による事業報告書の特性)

- ・3か月以内に主務大臣に提出
- ・独立行政法人に共通して提供すべき情報を網羅的に含む
- ・監事の監査、会計検査人の監査（会計に関する部分）

### ○ 事業報告書に関連する独立行政法人の主な特性

- ・以下の点を踏まえた情報提供が必要
  - ・一定の事業等のまとまりごとの目標（=セグメント）
  - ・通則法上の独立行政法人の分類（中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人）
  - ・多種多様な事務・事業の特性
  - ・財源構造の違い（運営費交付金型・対価収入型）
  - ・個別法による区分経理
  - ・法人の規模

## 第2章 事業報告書の利用者及び目的

### ○ 事業報告書の利用者：国民その他の利害関係者

### ○ 事業報告書の目的

- ・独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民その他の利害関係者に対して、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか、また発揮するのか、全体像を簡潔に説明すること
- ・独立行政法人の業務運営の状況を報告することで、国民その他の利害関係者が独立行政法人の業務運営上の課題・リスクを把握するなど、独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てること

### ○ 事業報告書の範囲

- ・財務情報・非財務情報、過去・現在・将来情報を含む以下の9項目に関する情報
  - ・法人の長の理念等
  - ・持続的に適正なサービスを提供するための源泉
  - ・業務運営上の課題・リスク及びその対応策
  - ・業績の適正な評価の前提情報
  - ・業務の成果と使用した資源との対比
  - ・予算と決算との対比
  - ・財務諸表
  - ・財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
  - ・内部統制の整備・運用に関する情報

## 第3章 事業報告書の作成の目安となる考え方

### ○ 6つの作成の目安となる考え方

**目的適合性**：目的適合性を踏まえた事業報告書の作成により、国民その他の利害関係者の情報ニーズ及び事業報告書の目的に沿う情報が提供される

**情報の結合性**：情報の結合性を踏まえた事業報告書の作成により、事業報告書で提供される情報の相互関連性や事業報告書に関連する報告書等との関係の全体像が示される

- ・ミッションや法人の長の戦略などに即したストーリー性を踏まえた情報の繋がりを示すこと
- ・他の報告書等とのプラットフォームとしての役割を示すこと

**重要性**：重要性を踏まえた事業報告書の作成により、国民その他の利害関係者の情報ニーズや政策実施機能の発揮に実質的に影響を与える情報が事業報告書において提供される

**簡潔・明瞭性**：簡潔・明瞭性を踏まえた事業報告書の作成により、国民その他の利害関係者の理解が促進される

**忠実な表現**：忠実な表現を踏まえた事業報告書の作成により、国民その他の利害関係者に、信頼性、中立性及び完全性を踏まえた情報が提供される

**比較可能性**：比較可能性を踏まえた事業報告書の作成により、国民その他の利害関係者は、当該独立行政法人と他の独立行政法人とを比較した情報を入手でき、また当該独立行政法人の過去情報等と比較した情報を入手できる

### ○ 事業報告書に含まれる2つの情報の制約条件

**便益と作成コストとの対比**：利用者の便益と情報の作成コストとの対比も踏まえることで、コストを抑えつつ、国民その他の利害関係者に有用な情報を提供できる

**作成の目安となる考え方の間のバランス**：作成の目安となる考え方は、単に全てを満たすことが求められるのではなく、独立行政法人が、これらの考え方の間のバランスを判断することで、より有用な情報が国民その他の利害関係者に提供される

**※両者の関係**：既存の情報の十分な活用、利用・加工のしやすい情報として提供、ICTの活用、標準的な様式

## 第4章 事業報告書で提供される情報

- 独立行政法人に共通して提供すべき情報
    - ・以下の独立行政法人の主な特性を踏まえた標準的な様式を参考すべき
      - ・一定の事業等のまとまりごとの目標
      - ・通則法上の独立行政法人の分類
      - ・財源構造の違いを踏まえた独立行政法人の分類
    - ・中期目標管理法人を前提とした標準的な様式は、以下の項目を含む
      - ・法人の長によるメッセージ
      - ・法人の目的、業務内容
      - ・政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）
      - ・中期目標
      - ・法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
      - ・中期計画及び年度計画
      - ・持続的に適正なサービスを提供するための源泉
      - ・業務運営上の課題・リスク及びその対応策
      - ・業績の適正な評価の前提情報
      - ・業務の成果と使用した資源との対比
      - ・予算と決算との対比
      - ・財務諸表
      - ・財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
      - ・内部統制の運用に関する情報
      - ・法人の基本情報
- (国研法人・行政執行法人向けには必要な修正)
- ・事業報告書の目的を踏まえると、以下の項目から中核的な情報を識別することが有用
    - ・法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
    - ・持続的に適正なサービスを提供するための源泉
    - ・業務運営上の課題・リスク及びその対応策
- 独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報
  - ・以下の独立行政法人の主な特性を踏まえて、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報を判断
    - ・事務・事業の特性を踏まえた独立行政法人の分類
    - ・財源構造の違いを踏まえた独立行政法人の分類
    - ・独立行政法人における利益処分の仕組み及び区分経理の取扱い
  - ・独立行政法人の実態を踏まえた情報の例示の参照が有用
- 事業報告書で提供される情報の見直し
  - ・独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てるため、適宜必要な見直しがなされる
    - （例）ミッション等の達成に向けたガバナンスの状況  
当事業年度の主なトピック
  - ・一定の期間継続して提供すべき情報が存在する場合には、以下のような節目を参考として全体的に見直し
    - ・中期目標等期間の初年度
    - ・法人の長の任期
    - ・中期目標等又は中期計画等の変更

## 第5章 事業報告書の表示

- 事業報告書の表示
  - ・作成の目安となる考え方等を踏まえると、以下の表示が有用
    - ・概要を説明すること
    - ・全体像を示すこと
    - ・相互参照を付すこと
    - ・グラフ、図表、見出しを活用すること
  - （独立行政法人の実態等を踏まえて、適切な単位が表示）
  - ・独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報について、標準的な様式で示される情報の配置等の考え方に対する柔軟な取扱いを認めることが有用
    - （例）法人の長の理念や運営上の方針・戦略等を法人の長によるメッセージの後に表示、中期計画及び年度計画を分割して表示、財務諸表と財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報をまとめて表示
  - ・独立行政法人の実態を踏まえた記載例を参照することが有用
- 独立行政法人に共通して提供すべき情報の表示
  - ・標準的な様式において、独立行政法人に共通して提供すべき情報の選択、配置等の考え方示される
  - ・標準的な記載例を参照することが有用
- 独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報の表示
  - ・実態を踏まえた例示において、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報の選択の考え方示される
  - ・国民その他の利害関係者の活用に資するためには、例えば、以下のように公表することが有用
    - ・独立行政法人のウェブサイトにおいて、国民その他の利害関係者が見つけやすい場所に事業報告書を掲載すること
    - ・独立行政法人のウェブサイトにおいて、事業報告書と事業報告書に関連する報告書等をまとめて掲載すること